

平成31年第1回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成31年3月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	武藤武治君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		川上叔春君
経済課長兼農業委員会事務局長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	大越克典君
生 涯 学 習 課	長	野田文雄君
指 導 室	長	直井由貴君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

議 事 日 程 第 4 号

平成31年3月7日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第11号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第12号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第13号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号
- 日程第3 議案第2号
- 日程第4 議案第9号
- 日程第5 議案第10号
- 日程第6 議案第11号
- 日程第7 議案第12号
- 日程第8 議案第13号
- 日程第9 議案第14号
- 日程第10 休会の件

午前10時00分開議

- 議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これより議事日程に入ります。

-
- 議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
7番通告者，2番新井滄吉議員。

〔2番新井滄吉君登壇〕

- 2番（新井滄吉君） おはようございます。7番通告，2番新井滄吉です。

雨の中，傍聴ありがとうございます。

私はきのう新しい本を読んでいてちょっと眠いんですけども，最近の情報を読んでいて，福島県の被害者が大変な状態にあることがよくわかりました。福島の人には，収入が10万円以上下がっている。ですから，以前は36万7,000円の収入だったのが，今は26万2,000円と10万円下がっている。新潟なんかひどくて，新潟県の精神保健福祉協会が調べたところによると，新潟に避難している人，避難者の約24.8%，25%が重度精神障害者になっているということです。それくらい避難者は追い込まれているんですね。

こういうのを聞いていて，私は見えていてびっくりして，正直ここまでとは思わなかったんですけども，そういう意味で，利根町にも福島からの避難者がいるので，どのくらいいるのか，そしてどういう状態になっているのか，その辺をまずは質問したいと思います。
以下は自席で質問します。

- 議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。
佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

- 町長（佐々木喜章君） おはようございます。それでは，新井滄吉議員のご質問にお答えをいたします。

福島からの利根町への避難者数のご質問ですが，東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県から避難されている方は，町で把握しておりますのは3世帯，6名の方でございます。

- 議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

- 2番（新井滄吉君） その6名はどのような状態ですかね。

- 議長（船川京子君） 清水総務課長。

- 総務課長（清水一男君） 避難されている方は，基本的に住民票をこちらに移しており

ませんので、この6名という人数は、茨城県からいただいている人数でありますので、実際にこの6名の方がどのような状態であるかは、町としましてはちょっと把握はしておりません。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 私は小泉元総理の書かれた本をいろいろ読んだんですけども、小泉元総理も、原発は言われているような状態ではなかったと。安全でコストが安くてクリーンだという、そういう宣伝が全くのうそだということが小泉さんはわかったということを行っています。ふるさとがああいう状態になって、小泉さんも内外の原発に関するものを物すごくたくさん読んだそうです。小泉さん自身にも、著者本人がいろいろな本を送ってくるようですね。だから小泉さんは物すごく原発に関するいろいろな本を手に入れた、そして読んだ、すごい勉強をしたんですね。私も小泉さんのを読んで、こんな本を読んだということを感じました。それは小泉さんは戦争の問題も含めて読んでいますね。なぜ日本が戦争になったのかまで含めて読んでいますね。

そういうことで、今、小泉さんが書いている本で「原発ゼロ、やればできる」という本です。これが物すごい今売れに売れているんですね。小泉さんは全国に講演に行っています。ですから、小泉さんの講演を私も3回か4回聞いたんですけども、面白いです。毎回違う話ですね。

違う話というのは、その土地に行くとその土地の話をするんですけども、それは毎回違います。原発反対の内容は毎回ほとんど同じです。ですから、小泉さんの講演を聞きたいという方は、パソコンとかスマートフォンで「小泉純一郎講演会」と入れると、講演会をやっているのがばあっと出てきます。日本全国で講演をしているあれが60分から90分、DVDで無料で見られます。ですから皆さん、ぜひ小泉さんの本というか、話が面白いですから聞かれたらいいと思います。

けさ新聞で、河野太郎さん、外務大臣……。

○10番（若泉昌寿君） 利根町で3世帯6人いるって、その再質問をしているんじゃないのか、何か世間話をしている。

○2番（新井滄吉君） けさの新聞に河野さんが、河野さんという方はもともと反原発派なんですね。だからけさの新聞には、その地が出たというか、本音が出たということを書かれていますね。

再生エネルギーの国連の事務局長が挨拶に来て、そしたら河野さんは、再生エネルギーで日本もやっていきたいんだということを、ちらっと漏らしたということをお話していただきましたね。

今、安倍さんは原発推進派ですから、小泉さんは、安倍さんまで含めて……。

○10番（若泉昌寿君） 議長、1番の質問は。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に確認をさせていただきます。

今の質問は（１）の答弁に対する再質問ですか、それとも（２）の質問ですか。
新井滄吉議員。

○２番（新井滄吉君） いろいろな質問があるんですよ。それを聞きたいんです。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

通告順に従って質問を行ってください。

○６番（坂本啓次君） 今いらっしゃる６人の方のことについて聞けばいいんだよ。

６人の方はどちらにいますとか何とか、そういうことを聞けばいいんじゃないの。

○２番（新井滄吉君） ６人の世帯は、住民がわかんないと言っているんですよ。

〔発言する者あり〕

○議長（船川京子君） 静粛にしてください。

新井滄吉議員は質問を続けてください。

〔発言する者あり〕

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○２番（新井滄吉君） いろいろ準備していたことが、野次によってちょっと妨害されるんだよね。

私、マイペースで行きます。

小泉さんがいろいろ本を書いていますね。それで……（発言する者あり）無視して聞きます。小泉さんは、本当にいいことを書いているんですよ。それでいいことを言っているんですよ。それを、今、国民がちゃんと受けなきゃいけない、受けとめなきゃ。

何と言うか、小泉さんはオンカロに日本で初めて行ったんですね。

○１０番（若泉昌寿君） 議長、先に進むようなことを言ってくださいよ。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

午前１０時１２分休憩

午前１０時１４分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

新井滄吉議員。

○２番（新井滄吉君） 東海村で最近被曝事故がありました。皆さんも知っているように新聞にも載りましたね。ひたちなか市との避難計画は今どうなっているのか、進展はあったのか伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ひたちなか市との避難計画の進展はあったのかとのご質問ですが、議員もご承知のとおり、平成30年3月29日に原子力災害におけるひたちなか市民の県内広域避難に関する協定書を締結いたしました。

その後、ひたちなか市の指導により、避難計画が進められているところでございます。

進捗状況としましては、原子力災害における広域避難計画を策定するために、平成30年10月にひたちなか市職員が利根町の基幹避難所の視察に来られまして、施設の概要について説明を行ったところでございます。

今後のスケジュールとしては、ひたちなか市の職員によりますと、2月から市民に対して住民説明会が開催され、その説明会での住民からの意見を参考に、避難計画を策定するとお聞きしております。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ひたちなか市もそうなんですけれども、原発事故がまたありましたよね。それはどういうふうに捉えていますか。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

もう少し具体的に。

○2番（新井滄吉君） 放射性廃棄物プルトニウムの半減期が2万4,000年と言われてます。2万4,000年ですよ。

小泉さんがオンカロに行ってそこで聞いたのは、あそこでは10万年密閉すると言ったんですね。社長を3人ぐらい、日立、東芝、三菱重工の社長を連れていったんですけど、そういう10万年管理するような放射性廃棄物、それができるのかどうなのか。

日本でも「もんじゅ」というのがありましたよね。1985年、福井県敦賀で建設を始めて、10年かかってもんじゅをつくった、完成した。ところがもんじゅというあれは死者が出た。奥さんが、自分の夫が自殺したと言われたけれども、どうも疑問を持って、自殺に不審を持って話題になりましたね。私もそのときに、その事件にちょうど出くわしたんですね。だから奥さんの話もよく聞きました。

もんじゅは1兆円投入されて、今、廃炉になったんですね、事故を起こしたから。2016年に正式に廃炉して、ところがその廃炉したにもかかわらず1日。

○10番（若泉昌寿君） 議長、お願いします。今これはひたちなか市の避難計画のことなんでしょう。それに対して町長が答弁したじゃないですか。それは国の問題でしょうよ。よく考えて質問してくださいよ。

○2番（新井滄吉君） 国の問題だけじゃないです。利根町には茨城県がある、まず日本がトップにやった東海第二原発があります。その問題でもあるんです。

廃炉したもんじゅに、1日当たり、維持管理費だけで4,220万円かかっているんですよ。私はそういう、原発は安い、クリーンだ、それがうそだということを小泉も言っている。そのとおり。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

利根町議会会議規則第61条第1項により、一般質問は町の一般事務について質問することができることと明記されております。ただいまの質問内容及び発言内容は、範囲外に当たりますので注意します。

○2番（新井滄吉君） 原発は注意された，でも，原発は茨城はトップでつくったんですね，東海第二で，そこでも事故が起こっているんですよ。自分たちの問題なんですよ。そういう，いざ事故があったらもろに影響するんですね。自分たちが関係ないって言えないんですよ。

○10番（若泉昌寿君） 関係ないなんて誰も思っていないですよ。よく考えて質問しなさいよ。

○2番（新井滄吉君） それで，東海村でも被曝事故が起こった。そしてまた死者寸前ですよ，死人が出る寸前になったんですよ。今回はまあ死者が出なかったのが幸い。

原発問題は人ごとじゃない，そうなんだけれども，小泉さんが何を言っているのか。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

ただいまの質問は（2）の質問に対する町長の答弁に対する再質問なのか，それとも（3）の質問に進むのか，意図を明確にしてください。

○10番（若泉昌寿君） やらしておきなよ，これで答弁は必要ないから，こういう質問だと。黙って聞きましょう。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。ありがとうございます。

○10番（若泉昌寿君） 答弁はできませんよ。

○2番（新井滄吉君） いいです。

〔発言する者あり〕

○2番（新井滄吉君） 東海村日本原電は日本で初めての原発ですよ。今は裁判闘争になっているけど，山場になっているんですよ。日本に原発訴訟はいっぱいありますけど，憲法議論を出してきたのは初めてです，東海村の原発は。それぐらいの問題に東海村の原発は今なっているんですよ。原発は憲法違反だと，初めて日本の原発訴訟の中で発言をしたんですよ，訴訟団の，原発の原告団の弁護士の代表が。それぐらいに日本は東海村と。

茨城県は原発問題では人ごとじゃないんですよ。福島だけの問題じゃない，東海村を抱えていて，何かあったらすぐ来るんですよ，被曝が。そういう意味でいろいろなことを学んでいかないとだめだと思うんです。そういう意味で私は発言というか，質問をしているんです。

それで，小泉さんはいろいろ日本人に伝えているんですね。ああいう状態になって小泉さん本人もだまされたと，それで今，ミスをして，自分が原発推進したのは間違いだったということで反省して，今は本を書いて，あるいは日本全国を講演して歩いているんですね。その問題を私は，利根町は関係ない，どうもそうなんだけれど，そういうふう考えること自体が私はまずは間違いだと思います。

というのは，被害者が被害になったらどうなるの。福島の人たちがどうなっているの。私もこのあれをきのうの夜見ていて，本当にびっくりしましたよ。さっき言ったように，精神福祉，重度心身障害者が約24.8%だから，4人に1人が精神おかしくなっている。重

度精神障害者、それくらいいろいろな圧迫がありますね、悩みが。それは人ごとじゃないんですよ。そういう意味で私は、小泉さんが警告を発しているのは十分聞かなきゃいけない。そういう意味で私は「原発ゼロ、やればできる」という小泉さんの本は。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

同じ討論の繰り返しになっているので質問を進めてください。

〔発言する者あり〕

○2番（新井滄吉君） ごめんなさいね。

○議長（船川京子君） 大丈夫です。新井滄吉議員、大丈夫です、持ち時間なので落ち着いて整理して質問をしてください。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

小泉さんは。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員、（3）の質問に進みますか。

○2番（新井滄吉君） すみません、質問はどんどんふえているんですよ。勉強すればするほど。

〔発言する者あり〕

○2番（新井滄吉君） わかっています。

○10番（若泉昌寿君） わかっていないでしょうよ、あなたは、さっきも議長に言われたでしょう。

〔発言する者あり〕

○8番（今井利和君） 発言して質問してくださいよ。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員、通告に従って（3）の質問に移りますか。

今、（2）の質問が終わったところだと思うんですが。

○2番（新井滄吉君） 質問を書いているのはこれであって、勉強しているうちにいろいろ出たんですよ。

○10番（若泉昌寿君） それは関係ないでしょうっていうの、通告してあるんだから。

○2番（新井滄吉君） わかりました。私の頭の中にある、何しろ、日本は原発に頼ることなく水力を使えば大丈夫だと言うんですね。日本の水力発電所は約2万個以上あるんです。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

利根町議会会議規則第61条第2項により、一般質問はその要旨を通告しなければならないと規定されております。現在の質問というか発言は、通告されておきませんので、ご注意願います。

○2番（新井滄吉君） 1964年、昭和39年ですね、そのときに河川法に、今までは治水だけだったのが利水が加わったんですよ。それで55年前の法律、治水と利水というのは、治水は洪水を防ぐ、利水は水力発電などに利用する。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員にお尋ねします。

ただいまの発言は（２）の質問に対する再質問の内容ですか、それとも（３）の質問に進んでの発言内容ですか、確認をさせてください。

○２番（新井滄吉君） ３に進もうとしております。

○議長（船川京子君） では、今の発言は（３）の質問に対する発言と理解してよろしいですか。

では、質問を続けてください。

○２番（新井滄吉君） 河川法に、1964年ですから、今から55年前の話ですね。そのときの法律に今日本は縛られているんですね。治水と利水、両方やるから、今、日本のダムは満タンになっていないんですね。私も知らなかったです。半分ぐらいしか、ダムに行っても水がたまっていないんです。それはびっくりしました。見学に行っても、本当に気がつかないですよ。

それはなぜかと言ったら、治水、洪水を防ぐためにダムに水を張らないんですよ。流しちゃうんですね。発電を考えたなら水をいっぱいためたほうがいいんですね。ところが利水は、利水だけだとまずいので、水を半分ぐらいしかためていない。この半分以上をいっぱいにして使えば、日本の水力はものすごくふえる。なぜなら、水位をちょっと上げるだけで、ダムが約２倍近い水力発電になるんですね。そのことを小泉さんも、あるいはほかの人も言っているんですね。

年間発電電力量、何だかんだ言って１兆キロワットアワー、だけれども、水をいっぱい張って使えば水力発電は70%まで可能だと、そういうふうには日本の利水と治水を考えた今の実態にあった運用を、利水をうまく使った法律にすれば日本の水力は約70%ぐらいになるんですね。そういうことを小泉さんも。

それから「水力発電が日本を救う」という本も、この著者も言っているんですね。この人はダムのプロです。だから日本の発電電力は年間１兆キロワットアワー、その7割を水の張り方によって可能だと言うんですね。もったいないと思うんです。

55年前の法に縛られて利水をうまく使わないで。

○１１番（石井公一郎君） 議長、これ質問でないなら。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

ただいまの発言は繰り返しのなっていますので、町の一般事務についての質問にしてください。

○２番（新井滄吉君） そういう意味で。

質問に、なぜ、もと総理が言っている、言っているんです、日本人全体に注意しているんだよ、こうすればいいという、こうすればいいということを我々は学んだほうがいいと思います。

１日使っていない施設を、4,220万円が維持費だけで。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

（3）の質問を行ってください。

○2番（新井滄吉君） それぐらいに。

○10番（若泉昌寿君） 通告したものを持っているんでしょう、（3）、それに対して質問すればいいでしょうよ。あなた、通告文書、持っていないの。

○2番（新井滄吉君） それぐらいこの活用を、55年前の法に縛られないで。

○10番（若泉昌寿君） 議長、やめさせるとか、もう少し、議長なんですからしっかりやってくださいよ。

○議長（船川京子君） 再度、新井滄吉議員に申し上げます。再度、申し上げます。

利根町議会会議規則第61条第1項により、一般質問は町の一般事務について質問することができると明記されております。先ほどからの質問、発言内容は町の一般事務外に当たりますので、再度注意します。

○10番（若泉昌寿君） わかっているって何言ってるの、わかっていないよ。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員、（3）の質問をしてください。

○7番（高橋一男君） （3）の質問だって、聞こえないのか。

議長だめだよ、注意しても。

○10番（若泉昌寿君） 幼稚園の子供じゃないんだよ、そのぐらいわかるでしょうよ。わかっていたら、何でそんなこと言うんだか。

○8番（今井利和君） 簡潔に質問してよ。

○10番（若泉昌寿君） 新井滄吉議員、あなたここに通告したでしょう。3、利根町の自然エネルギー、太陽光、風力、水力、バイオマス、この活用状況を伺いますって、それで質問すればいいでしょうよ。何が不満なの。小泉元首相が、それは関係ないでしょう、それは小泉さんの考え方なんで、国のほうのいろいろ、利根町に関するって議長も3回言っていたよ。

それでも直らなければ、はっきり言って、私は退席させてもらいます。

○2番（新井滄吉君） 退場する、どうぞいいですよ、私は。

○10番（若泉昌寿君） 議運の委員長も責任とれ。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 暫時休憩を求めます。お願いします。

○議長（船川京子君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時49分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） 3番の自然エネルギー，太陽光，風力，水力，バイオマスなどの活用状態を伺います。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 最初に，太陽光に関しまして，住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し補助金を交付しております。補助対象となるのは，住宅は家屋，事務所，店舗，自治会館やそれらの兼用建造物と，これらに類する建造物になります。

この補助制度は，平成26年度から開始され，平成29年度までで合計50件の補助金を交付しており，平成30年度は現時点で19件の申請が出ております。

次に，町の施設に設置してある太陽光発電システムについては，役場議会棟屋上や町内小学校3校の校舎屋上に設置しております。

また，立木地区の町有地には，利根町シャープ太陽光発電所がございまして，3.9メガワットの能力を有しております。

続いて，民有地への太陽光発電システム設置では，平成28年10月から茨城県太陽光発電施設を適正に設置，管理するためのガイドラインが施行され，事業概要書を設置者から提出いただいており，現在までに6カ所分の概要書が届けられております。

最後に，風力，水力，バイオマスについてですが，現時点で利根町での活用状況はございません。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

今，世界の流れは正直言って茨城県議会とは流れが違います。脱原発に向かっています。

エネルギーも自然エネルギー，再生エネルギーを使っています。本当に私もびっくりしたんですけれども，今，世界では原発は1割程度ですね。再生可能エネルギーが2倍近くにいらいます。それぐらい世の中は変わっている。そうしないと，いつまでも原発にしがみついていたら世の中におくれる。

日立も一緒に行ったのでわかっているんですね。経営者が一緒にオンカロに行って実態を見てきたんですよ。だから，再生可能エネルギーを使っている。利根町もそういう態度に変えていかないと完全に世の中におくれます。あるいは逆に批判されます。正直，ばかにされます。そういう意味で脱原発の再生可能エネルギーのほうに利根町も向かったほうがいいと思います。

私，正直びっくりしたのは，ドイツとかが再生可能エネルギーは有名ですけれども，ベトナムも原発は導入撤回，オーストラリアもイタリアも国民投票で原発を切り捨てる。台湾もそうですね，韓国もそう。まさに世界中いろいろなところが，近隣の諸国も脱原発に向かっているんですね。笑っていますけど本当なんです。

私も，そこまで来たかと。世界から物笑いになるのは日本ですよ。そういう意味では世界の動きを見て原発をよく考えたらいいです。安全じゃない，クリーンじゃない。

小泉さんは首相を何年もやって原発を逆に推進していた人間なんですね。ところが事故を経ていろいろ勉強して、日本人に警告を発していたんで、そういう意味では原発の動きをとめなきゃいけないと思います。

原発をどう考えているかなんて、残念ながら質問には入っていないから、だけれども、小泉さんが言うように、世界の流れは脱原発に向かっている。終わります。

うまく言えなかったけれども、日本は原発を廃止して再生エネルギーに向かったほうが良いと思います。利根町も同じです。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員に申し上げます。

2番の質問、これに対しての発言をお願いします。

○2番（新井滄吉君）きのう2人から質問が出ていて、答えも出ていたので、私はやめます。

○議長（船川京子君） 新井滄吉議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を11時15分とします。

午前10時56分休憩

午前11時15分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、5番新井邦弘議員。

〔5番新井邦弘君登壇〕

○5番（新井邦弘君） 皆さん、こんにちは。8番通告、5番新井邦弘です。

町民の皆様におかれましては、足元の悪い中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。また、議員の皆様にはお願いいたします。私、元来気が弱いもので野次のほうは最後の5分間のほうに集中していただいて、速やかに議事進行をさせていただけたらありがたいと思います。

それでは、1番目の質問に移らせていただきます。

行政改革全般について。

あらゆる施策については、計画、実施、統制、一般にPDCAのサイクルと呼ばれることが必要と言われております。町はこれまでにさまざまな行政施策を立案し実行してきました。特に小泉内閣時代からの国の地方自治の推進政策に従って、利根町も計画を立案し実行してきました。

しかし、どのように実施計画をチェックするのが、もう一つ住民にはわかりづらいところがあります。

これまで町は、行政の施策についてどのようなチェックを行い、チェックの結果をどのように次の施策に活かしてきたかをお伺いします。

次の質問は自席で行います。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、新井邦弘議員のご質問にお答えをいたします。

これまで町は行政の施策についてどのようにチェックを行い、チェックの結果をどのように次の施策に生かしてきたのかのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、町が策定した政策的な経過については、P D C Aサイクルによる管理、運営が必要とされております。

代表的なもので申し上げますと、平成26年度に町が策定した利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、重要業績評価指標、いわゆるK P Iを主要な事業ごとに掲げるとともに、人口減少の緩和度を図るための数値目標を掲げております。

数値目標につきましては、計画期間の最終年度となる平成31年度の目標値であることから、当該年度終了後に検証を行うこととなりますが、K P Iの達成度については、各課から提出された調査票をもとに、利根町まち・ひと・しごと創生推進協議会でチェックを行い、事業の効果について毎年検証を行っており、また、事業をどうしていくべきなのかの議論も行われております。

当然、効果がないと判断されたものについては、計画変更もあります。

今、お話いたしました総合戦略だけではございませんが、町ではこのようにP D C Aサイクルにより事業内容の改善や変更についての検討を行い、よりよい施策を3カ年実施計画や次年度予算に反映させていくことが重要であると認識しております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） よくわかりました。

それで、12月の一般質問で私、行政評価についてお話をさせていただきました。そのときに、平成20年から平成23年度までの4年間は事業評価を試行的に実施した経緯があるという答弁で、その後はどうしているのかということに対しては、文書の保存期間を過ぎており正確なことがわからないので、それには答えはなってなかったんですけれども、今、町長が言われたように、各課からいろいろな検討、それから、いろいろな政策の検証をして、毎年数値目標を立ててやっているというお話なので、その点についてはいいと思います。

行政改革全般についてなんですけれども、チェックの仕方なんですけれども、例えば今回議題にもなっていますけれども、第5次振興計画策定の議案があります。それが15日、議案として採決になりますけれども、この振興計画策定について、それまでチェックをしたと先ほど町長が言われたんですけれども、第4次基本計画がその前にありますよね。そのチェックをしたときに、第4次基本計画の基本構想に沿って、それを例えば行政のほうは問題点を全部ピックアップして、それを先ほど言ったように第5次振興計画のほうの施策に生かしてきたか、そういった方向で課長にちょっとお伺いしたいんですけれども、よ

ろしいですか。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 第4次総合振興計画の評価につきましては、行政評価が進まなかったということもありまして、公の評価はしておりません。ただ、3カ年実施計画、一番下のローリングしている計画なんですけれども、それは毎年見直しを行っております。行政レベルとしては、その際の評価も踏まえて毎年新たな施策を展開していくべきなのか、拡大していくべきなのか、縮小していくべきなのかというのを検証しております。

第5次振興計画につきましては、3カ年実施計画の内容を踏まえた中、それと行政改革、行動計画の評価を踏まえた中での計画の策定となっております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） その中で町長の答弁で、第5次総合振興計画を策定し、基本計画の進行管理にあわせて事業評価の制度を確立していきたいというような答弁を、12月にいただきました。

この答弁の結果として、2月6日に振興計画審議委員から答申として町長宛てに、それは行っていると思います。その中で振興計画の中から3番の本計画の進行状況については、多くの町民に理解してもらえるよう、施策評価による進行管理について公表するなど、情報公開に積極的に努めるといった文言もあります。

そこで、そういった第5次振興計画、これは本当は15日にそういった議案の質問等があると思うんですけれども、一般質問で行政評価改革全般ということなので、それに対してそういったことはどこに今回盛り込まれているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 総合振興計画のどこにというのは、ちょっときょう質問になかったもので、どこにということはお答えできないんですけれども、総合振興計画の進行管理につきましては、ことし平成30年度に策定いたしますので、平成31年度中にその評価の仕方については検討して、平成32年度の段階で平成31年度からの実施計画について評価していくという運びとなります。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） それでは、先ほど町長も言われましたように、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略ということで、これが平成31年度末ということで、今月末にまた利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定ということで会議があると思いますけれども、それに付随して、例えば今、第5次総合振興計画、それと利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略、これの着地点というか、目的というのは利根町が今後どういうまちづくりをしていくかということに着くと思うんです。それに対して、総合戦略と第5次総合振興計画がどこまでマッチできるのかと言うか、これなぜ言うかということ、第5次総合振興

計画の中に、一番最初の冒頭で総務省の答申が平成23年5月に総合計画の策定計画はなくなりましたということで記載されておりますけれども、だけれども、利根町としては第4次総合振興計画をベースに総合戦略と一緒にやっていくという説明を受けました。それによって、これ、質問の内容が重複しちゃって2番のほうに行っちゃうと思うんですけども、これから先、町としては第5次総合振興計画のチェック機能、これを一体誰が主体となってそれをやっていくのか、それを教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 第5次総合振興計画、これにつきましては平成31年度に評価も含めて検討していく予定でございますので、その中で、その評価の体制も一緒に検討したいと考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 行政改革全般ということなんですけれども、釈迦に説法だと思うんですけども、なぜ今利根町だけにかかわらず、行政改革はいろいろ他市町村も必要なのかと言われておりますけれども、そこの思いというか、町当局としてはどのようにお考えになっているのか。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 行政改革につきましては、当然、財政面であるとか施策面であるとかいろいろあると思います。費用対効果を踏まえながら、行政の運営もしていかなければならない。ただ、財政上、要するに予算を削っていくだけではなくて、効果的なものへの投資というのは必要かなと思いますので、その辺も踏まえるというか、考え方として行政がどういうふうにしていくのか、それを結果的にどうしていったのかという検証も踏まえていくには、行政改革のまずは大綱、それと行動計画が必要であると考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） そこで、利根町には、今、課長が言われましたように、利根町行政改革大綱と行動計画が平成31年度までで終了しますけれども、その後、平成32年以降に移るわけですが、そのときに関してどこに一番ポイントを、重要性があるかということについて、町のほうはどのようにお考えですか。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 行政改革の行動計画につきましては、毎年行政改革推進本部のほうで検証を行っております。その中で進んだもの、進まなかったもの、これ、ございます。

それで、進まなかったものについては進め方が悪かったのか、それともほかに原因があるのかとか、それは各課で検討していただきまして、新たに課題をまず探して、町として行革に取り組むべき項目を各課ごとにいろいろ上げてもらいまして、それを本部会議のほ

うで検討して、じゃあこういうことで行こうとやっていくべきかなと思っております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） やっぱりどこの地域でもそうなんですけれども、少子高齢化によって社会福祉に関する支出が、これからどんどんふえてくると思います。また、地域経済を支える生産年齢人口も、このような中、多分少なくなってくることが予想されると思います。その中で町民の福祉向上をし、活力あるまちづくりをするためにも、ぜひともより一層健全で持続可能な財政運営をやっていただきたいと思います。

それでは、（2）、町では、町の重要施策について計画を策定し、審議しています。計画に対し住民の意見を聞くためにパブリックコメントの募集方法及び対応の仕方についてお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） パブリックコメントの募集の方法と対応の仕方についてということですが、議員はご存じだと思いますが、まずパブリックコメントについて簡単に説明させていただきますと、この手続は行政手続法が制定され、第39条の意見公募手続で、命令等を定めるときは定める前に公示し、意見の提出先、提出期間などを定め広く一般に意見を求めなければならないと定められ、同法第46条により、地方公共団体もこの行政手続法の定めに対して努力義務が定められていることから、多くの市町村で政策などの意思決定過程において、この手続がとられているところでございます。

このようなことから、本町でも利根町のパブリックコメント手続について、制度化しまして、提出された意見などを考慮して政策などを決定してきたところでございます。

そこで、ご質問の募集の方法や対応の仕方については、行政手続法第39条から第45条の規定と同様の方法により実施しているもので、募集の方法は町公式ホームページや公共施設で意見の提出先、提出方法や提出期間、政策などの案とその関連情報などを事前に公表し、意見などを募集しているものでございます。

また、対応の仕方ということですが、この手続で提出された意見などを考慮して政策などの意思決定を行うこととなりますが、意思決定した政策などと同時に、提出された意見などに対する町の考え方について公表しているものでございます。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 今回の第5次総合振興計画においてパブリックコメントを開催されました、その結果として5名の方から約102件の提案をいただいていると思います。

その中で、この意見への対応なんですけれども、これはどういった方々が対応したのかお教えいただけますか。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 最近では、今、新井邦弘議員が言いますように、第5次利根町総合振興計画、その前は都市計画マスタープラン、その前年度になると各種計画を各課

でパブリックコメントを実施しておりますので、各課で町民からの意見を聞きまして、その回答をつくりまして公表している状況でございます。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 大変町民の意見を聞いて、パブリックコメントで各課でもむということがわかりますけれども、例えばその振興計画の中でパブコメへの対応として102件ありました。その中で注釈として住民のアンケートの結果を踏まえた上で、それが約6件、それから、参考にするという対応の仕方が18件、そして文面はこのままでいいですよといったことが約52件ございますけれども、これについてパブコメの時期が、第5振興計画は1月8日がたしか締め切りだったと思うんです。それで1月末に総合振興計画の審議会がありまして、町長は2月6日にそれを答申でたしか提出していると思います。

そのパブコメに対する町民から来たアンケートの対応の時間が、ちょっと自分としては近いんじゃないかと、審議会に提出する時間も、1回でなくて、その前にも資料はいただいてありますけれども、120ページ弱に及ぶいろいろな基本計画がのっているの、その時間的、もうちょっと長くなったほうがいいのかなと、私も審議員のメンバーなので出ていまして気づいたので、その点についてどういうふうに思われますか、お伺いします。

○議長（船川京子君） 清水総務課長。

○総務課長（清水一男君） 今の質問は、意見をいただく提出期間、住民が提出をする期間が短い、長いという話ではなくて。

町では30日間と定めておりまして、その間に住民のほうから意見をいただいて、その意見をもとに実際の計画を見直すか、見直さないか、意見を尊重するか、しないかというところを決めて、担当課で各意見に対して回答をつくるわけです。

その後、協議会みたいなどころがあれば、そちらの方にかけて判断していただくという形になると思うんですけれども、その期間が短いということなんですか。

それは、それぞれ事業の進捗状況にもよりますので一概には言えないと思うんですけれども、振興計画だけに関しては短いということなんですか。

その辺はこれから各課に検討させて、極力時間を設けるような形をとりたいと思います。

○議長（船川京子君） 飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） 総合振興計画のパブリックコメントから次の開催までの時間が短いということですが、パブリックコメントを出す前の素案については、ほぼ固まっております。パブリックコメントの内容は幅広くございまして、「てにをは」も含めて、それと自分の思いを語って、こういう計画ではなくてこういうふうにしたらいいんではないかという総論的なものもございます。

パブリックコメントの一番求めるところは、そこに書かれている文言に対して、こうではなくてこう書くべきではないかとか、こういう方向で行くべきではないかとか、そういう意見を求めるというのが基本なのかなと思っております。

パブリックコメントを出す段階である程度、案のほうは、当然行政内部、それと審議会等に諮って固めておりますので、直す部分は、今回120ありましたけれども、実際に直すべき部分というのは、そこからかなり絞られてきます。

それを考えますと、今回、余り短かったとは我々は思っていないところで、次の審議会までの期間があいてしまうことで、その先のスケジュールについても押してきてしまう。あけられるだけの感覚はあけたつもりで、今回の総合振興計画につきましては適当だったかなとは考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 続きまして、2の各種審議会の改善についてのほうに移らせていただきます。

その前に、先ほども町長が言われましたけれども、こういった質問を出すのに、自分の反省としてなんですけれども、私、議員として第5次総合振興計画の審議員のメンバーになっております。その中で審議会には参加させていただきまして気づいたことがありまして、そういう反省点も含めてこういった質問になったので、本当に聞き苦しいと思いますけれども、これは自分の反省するところで、審議員ってこういう形なのかなということを勉強させていただきまして、こういった質問になりましたので、その点はご了承ください。

本町には各種審議会があります。そして、その委員は行政のほうで選定し、また、広報での公募で任命しているのが実態であります。

そういった委員会では、議員主導で新たな発想が生まれにくく行政指導の答申になるのではなかろうかと、自分は考えております。みずから町民が考え、みずからが実行する時代に、従来のこうしたあり方を考え直す時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで、現在は行政改革を推進しなければならない時代でもありますので、積極的に審議会、委員会などの統廃合を行い、審議会あたりの委員数を減らすなどの改革を実施すべきであると考えますけれども、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町には行政改革を推進するために策定しました利根町行政改革大綱及び行動計画がございます。

その中の取り組み項目の一つとして審議会等附属機関の見直しがございます。これに基づき審議会の統廃合や委員の定数削減についての見直しを継続的に進め、これまで同じメンバーで構成され、審議会や審議事項の少ない、または開催回数が少ないものにつきましては審議会の統合を行った経緯がございます。

ただ、このような場合を除き審議会の統廃合には、メリットとデメリットが存在します。まず、メリットですが、統廃合によるトータル的な委員数が減ることから、報酬や謝礼などの削減が図られる点でございます。

デメリットといたしましては、統合による審議会での審議事項がふえ負担が大きくなる

こと、また、委員の構成が変わることで、幅広い方々からの意見や専門的意見を伺う機会が減るとということが考えられます。

さらに、委員構成を変えずに重複した方だけを減らすという考えもありますが、この場合、構成人数が多過ぎてしまうということも考えられます。

このように審議会などの統廃合には、メリットとデメリットが存在しますので、慎重に検討し改革を進める必要があると考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） メリットやデメリットの点を説明いただきまして、よくわかりました。

なぜこのような質問をしたかと言いますと、先ほども言われました1番の質問にもちょっと触れましたけれども、総合振興計画と利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略の行き着く到達点というのは、先ほども言いましたけれども、利根町の活性化と方向性を決める大事な計画だと思うんですけども、それがどうしても見比べてみると、かなり偏っている部分が多いんじゃないかということがちょっと見られるんですね。

また、総合戦略だけにしか載っていない具体的な事業も載っておりますけれども、こういった観点から、同じでしたら一緒にしたほうがいいんじゃないかなということで、この件の統廃合を行ったほうがいいと。

先ほど言われましたように、審議員を減らしてもいいということではなくて、自分が言っているのは審議員の重複を避けるという点でこういうふうに質問をさせていただきました。その点については答弁をいただきましたので、それは結構だと思います。

2番目に、議員が委員に就任することは拒まず、執行機関も議員を任命して利用していた面もあります。また、審議会が開かれても町民より先に議員が発信してしまうということで、議員が言うのだからということで町民の発信を抑制してしまうという弊害が、全くないとは言い切れません。

そこで、法令によって義務づけられている以外の審議会等には、原則として議員を任命すべきでないとは私は考えますが、執行部はいかがお考えですかお伺いたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員として、執行機関である町からの依頼により、これまで審議会等に委員として参加していただいたのはどのような考えであるかはわかりませんが、町として考えますと、議員の方々をお願いしている理由としては幾つかあると思います。

議員は町民の代表であり、ほかの委員よりも町政のことを理解されている方々であり、審議会等の政策形成過程において参加していただくことにより、審議会等自体の活性化に重要な役割を果たしていただけること。また、審議会等の委員として参加していただいている議員の方々が、ほかの議員の方々に会議の内容や経過に関して報告していただき、議会としての意見などを次の審議会等で述べていただければ、ある程度は議会全体の意思も

反映することができるという考えもあります。

また、委員として参加していただいていることで、議員の方々が審議内容、経緯、経過を把握することができ、議会における審議が円滑に行われることも期待できるものであります。

このように、執行機関として審議会等への委員として議員に参加していただいているのには幾つの理由があると考えております。しかし、議会として執行機関という役割などから、法令に定めのあるものを除き審議会等への議員の参加を見直したいということであれば、協議をさせていただきたいと考えております。

そこで、今回の新井邦弘議員のご質問ですが、議員を任命すべきではないとの考えは、一議員としての考えであるようにとれますが、とりあえずは新井邦弘議員が参加されている審議会等については、全て辞退をしていただければと私は思います。

その後、後任の委員を含めて法令に定めのあるものを除き、審議会等への議員の参加については、今後議会と協議をさせていただければと考えております。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 貴重な答弁、どうもありがとうございます。

ただ、その審議会というのはあくまで執行部の諮問機関でありまして、議会として意思決定をするための議会の構成員がその議会をかわることは適当ではないと、こういった方向性はほかの他市町村にもかなり多く見られております。それを踏まえた上で、第5次振興計画もこの後、15日に審議されますけれども、一度全員協議会でそういった説明もありました。そういった点で、自分も振興計画審議員だったので、それを後から気づいたらいろいろなこともありますけれども、その場では振興計画審議員として質問するのは妥当ではないと、そのように判断したので、今回こういった質問をさせていただきました。す

町長の答弁で、そういった振興計画、議員は私1人の考えなので、議員の皆さんがどういうふうに思っているかわかりませんが、議員の立場としては、私は振興計画審議員のほうは、この場で辞退させていただきます。

ただし、議員としてではなくて、商工会会長として出席させていただいています審議会員としては、これからも参加させていただいて、いろいろな意見をその場で発表していきたいと考えております。

それでは3番目の質問に移ります。女性委員の積極的雇用、あるいは委員の中で女性を何人以上にするといったことも必要ではないかと考えますが、その点についてお伺いしますけれども、これについて女性委員の積極的登用ということで自治基本条例をやっておりますけれども、こちらには公募を募っていただけてかなり女性を積極的に登用されております。その点についてはすごく共鳴いたしますので、これからもほかの審議委員会についても、このようなことが実施していただければと思いますけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町では男女共同参画社会の実現を目指すため、平成27年度に利根町男女共同参画プランを策定しております。

この推進プランの具体的な施策に、町政への女性の参画促進を掲げておまして、その実現に向けた事業として、審議会など女性委員の積極的な登用がございます。

このプランでは、平成29年度の女性委員の割合目標値を27%としておりました。また、新しく策定する第5次利根町総合振興計画では、審議会などへの女性委員の登用割合の目標値を30%とし、割合の引き上げに取り組むこととしております。

このように、町では積極的に女性委員を登用していく所存ですが、議員ご指摘の女性委員を何人以上にするということにつきましては、審議会等の委員は充て職も多いことや、公募した場合でも男性しか応募しないケースも考えられることから、人数による設定は難しく、割合での目標値を掲げているところでございます。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員。

○5番（新井邦弘君） 先ほどの審議会のお話になりますけれども、住民自治基本条例は、自分は商工会として出席させていただいていますが、その中には議会の代表として議長のみということで、そういった自分の思いが、住民自治基本条例はかなり公募の人数をふやして、いろいろな町民の意見がかなり活発に審議されております。

こういった形が、これから本来の審議会の形になってくれれば、本当に利根町も変わっていくんじゃないかということでこの質問をさせていただきましたので、これからもよろしくどうぞお願いいたします。

以上で質問を終わりにします。

○議長（船川京子君） 新井邦弘議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を午後1時30分とします。

午前 11時48分休憩

午後 1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、11番石井公一郎議員。

〔11番石井公一郎君登壇〕

○11番（石井公一郎君） こんにちは、雨の中、傍聴に来ていただきまして大変お疲れさまでございます。最後の一般質問となりますけれども、緊張感をもって努めていきたいと思っております。9番通告、11番石井公一郎。

旧東文間小学校の利活用について。

9月定例会で町長は、これまで民間による利活用ができなかったことから、行政で何とかしなければならない、そこで公民館、生涯学習センターの定期利用団体が、利用希望日

が重なってしまい利用できない場合があるのと、避難所として機能強化も図れるので、旧東文間小学校を生涯学習施設として利活用すると答弁しております。

しかし、小中学校適正配置等調査委員会から、平成35年度を目途に分離型の小中一貫型小学校、中学校が望ましいとの答申が出て、教育委員会で方針を決定するということですが、統合に向けて整備していくには、これから多額の費用もかかるし、新たに廃校となる小学校も出てきます。

一つ、今回の今の状況は選挙当時と明らかに違ってきています。それでも選挙公約であるから旧東文間小学校を生涯学習施設として活用するのか、教育委員会から方針が出てから再度判断してもおそくないのではないかと思います、町長の考えはどうか伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、石井議員のご質問にお答えをいたします。

昨年9月の議会定例会で、旧東文間小学校の校舎のみを撤去しても1億円ぐらいの費用がかかりますし、莫大な費用をかけても影響があるので、1階部分だけを改修して徐々にという考え方もあると答弁し、また、専門業者に改修費用などを依頼しているところであり、改修費用などにより費用対効果等の観点から、総合的に判断するとも答弁しております。

その後、利活用方法として費用の面から考えると、1階部分だけを生涯学習施設とし、活用する方向で専門業者に概算見積もりをお願いしたところ、廃校後時間が経過していることから劣化が進んでおり、基本的なライフラインが使用できないことなど、1階部分のみの改修費用だけでも1億円以上の工事費がかかり、その他に施設の外周などの費用も必要となりますので、財政的に厳しい状況の中、多額の費用がかかることから、再度どのような形がよいのか検討を行ってまいりました。

しかし、翌月の10月に利根町小中学校適正配置等調査検討委員会より、小中学校の適正規模・適正配置等につきまして、教育委員会に答申をいただきました。

答申の内容ですが、平成35年度をめどに、布川・文・文間小学校3校を1校に統合するのが望ましいとのことでした。

この答申を受けて、今後は教育委員会において基本方針を策定し、統合を進めていくことになると思います。

このように状況が変わってきましたので、今後、教育委員会で策定する基本方針で示される新たな廃校となる学校と、東文間小学校を含めた形でどのように利活用していくのがよいか、再度、教育委員会も含めて改めて検討していき、最終的には町民の皆様方のご意見をお聞きしまして、東文間小学校を含め廃校となる小学校の利活用の最善の方針を検討

してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今、町長が東文間小学校だけ生涯学習施設として今まではやるということだったんだけど、平成35年度を目安に答申が出て、その基本方針を教育委員会に移したのかどうかわからないんですけど、話し合いをしながらつくっていくんだということだと思うんですけど、費用対効果という一つの1億円以上を東文間に投入すると。

それと、今度小中一貫校を分離型でやった場合、2校が今度廃校になると思うんです。そのときに、その2校が廃校になったのを何に使っていくのか。それには、今までの学校には耐震、クーラー等は全部設置して相当な費用をつぎ込んであると思うんです。ですから、東文間を含めた中で今、町長はやっていくんだという答弁だと思いますけれども、その辺は本当に平成35年を目指しているわけですけど、平成35年度で1年生の新入学生の数についても聞きたいと思いますけれども、本当に町長は三つの小学校、廃校になる小学校を本当はどうしたいと思っているんですか、その辺も教えてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 三つをどうしようか、これも教育委員会でもんで、その後、どこの小学校、答申は出ていますけれども、教育委員会でこれからまたもんでこっちに上がってくると思うんですが、その後の空いた小学校、その後のことも含めて協議をしていただきたい、そういうふうに指示はしてあります。

○議長（船川京子君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越克典君） 今、実は手元に資料がなくて申しわけありませんが、たしか以前もご質問があったと思ひまして、たしか42名とか44名とか、すみません、その辺の数は定かではないんですが、40名台ということでお答えさせていただいたかなと思っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 文小学校が平成35年度で5名、文間小学校が17名、布川小学校が22名、計44名という予定であると同っているんですが、それで間違いはないですか。

○議長（船川京子君） 大越学校教育課長。

○学校教育課長（大越克典君） すみません、そうですね、44名ということでお答えさせていただいております。文小学校につきましては新入学生が5名、文間小学校が17名、布川小学校が22名ということでお答えさせていただいております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） それで分離型の小中一貫校は、教育委員会に町長のほうから検討しなさいという形で行ったと思うんですけど、教育委員会としてこれをどう捉えて、基本計画は今からつくっていくのでしょうかけれども、4年なり5年なり先というのは、

きちんとしていないと間に合わないでしょう、その辺、教育委員会としてどう考えているんですか。

○議長（船川京子君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石井議員のご質問にお答えします。

平成35年をめどに統廃合を進めていこうという諮問を受けまして、調査委員会のほうからの回答をいただきまして、平成35年に向けて今、統廃合を進めていくという方向で考えておりますが、その調査の諮問の中身につきましては、一つの学校に統廃合するというところで、学校としても布川小学校が適切ではないかということで、分離型の小中一貫校を進めていくという諮問が出されましたので、それを受けて教育委員会としても、あと4年間ですか、その中でももう少し検討を重ね、町とも協議をしまして、よりよい方向性が見出せばなと思います。

正直言って、今、動き出しをした状況でございますので、具体的なところはまだ進められていないというのが現状でございます。

また、先ほども出ましたように、二つの小学校が使われなくなると、また東文間小学校も今の現状で、三つを含めて利活用ということで検討していかなければ、例えば3月31日で統廃合が進められて、4月1日から新しい統廃合された学校に移るという時点で、改めて利活用の内容が決定して動き出せるように、今後考えていく必要があるのかなと思っております。

ちょっとまとまらないご意見かもしれませんが、今本当に検討をこれから重ねていくと、平成35年に向けて進めていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今からの話ですよということなんですけれども、学校を、東文間小学校にしても11年間なりそのままであのような状況になっていると。今度はその2校がまた廃校になるという状況は、これは教育委員会としても本当にきちんとその辺を対応していかない限りは、町長は教育委員会にお任せしましたと言っているというよりも、そうなんだろうけれども、本来は町長の考えとしては、これは教育委員会にその3校の利活用についてお願いしたと、それでよろしいでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私が就任しまして1年と七、八カ月経つんですが、去年のたしか12月か1月ごろだと思いますが、子供の生まれる数を調べていたときに、これではこの先どうなるんだろうという問題がありまして、大至急、担当課長と教育委員会も含めて、これ話し合わなきゃいけないだろうと、今まで何やっていたんだということで会議を持ちました。

それで検討委員会を立ち上げて、今度の場合、東文間小学校で1回失敗しているよと、だから、廃校後の次の利用をする方法も含めて話し合いをみんなにしてくれと言った記憶

がございます。その中で町民の方々といろいろな話をしながら、どういうふうに使ったらいいんだろうと。

東文間小学校の場合は、調整区域に物が建っております。やろうと思いましたが、でも、あれ壊すのに杭まで抜いて1億円、あの下は田んぼだったので杭なんか入っていますから、抜いて1億円です。プールに体育館、合わせたらもっと莫大な費用がかかります。悩みましたよ、私も。あれだけ言ったんだけど、これはこのままでいいのかなと、これならば前の部分にちょっと建てて違う方法もあるんじゃないかとか、でも壊さないでそのままにしておくということもできないわけです。だから、いろいろ町民の方にもお尋ねをして話し合いをもって、会議をもって、どういう方向性がいいんだろうということも話し合っていて決めていこうと。3校一遍に決めていくのがベストじゃないかなと、議会の皆さん等もいいアイデアを出してもらいながら決めていこうと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） これは本当に大きな問題であると思うんです。

東文間のときも一時的には企業が手を挙げて、それが雇用もできます、100名ぐらい使いますとか、これはいい方向で再利用ができるのかなと思ったら、だめになったという状況があるので、その辺も町だけで今度三つの施設をどのように使っていきたいと思いますのかというのは、本当にこれ大きな問題だと思います。

何とか教育委員会も、今やったばかりで基本計画なりそういう、結構進みがおそいのではないのでしょうかと私は思っていますよ。これ本当に4年経つのなんか早いですから、その辺は重々、みんなでいい知恵を出し合ってやっていくしかないんでしょうけれども、企業とか何かもできれば、町は財政も厳しいでしょうし、なるべくであれば企業とか何かに使ってもらえることも一つの方法だとは思っています。その辺については今からの問題なので、ただ、これがずるずるずるずる行くようなことがないようにお願いしたいなと思います。

それでは、2番の生涯学習施設として活用するならば、9月議会で改修費用が整い次第、利用方法などを費用対効果等の観点から総合的に判断し、実施する場合は改修計画を策定すると答弁しております。

改修計画の内容、その進捗状況、ただ先ほど話を聞きますと、3校一遍にやっていきますよという答弁だったので、ここにそのように書いてありますので、改修計画、それと内容の進捗状況、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） どっちにしろ3校一遍に進めるということで、最低の条件というより、1階の部分だけインフラとか、そういう部分だけで後は何もいじらないような形で避難所に使えと、そういう部類のところだけは手をつけるしかないかなと考えているところです。

それで、職員と議会の一部の人が参加していただいて、外の木を切ったり、整備は徐々に進めているところです。最低限度で、とにかく電気、水道、トイレ、そういうものを1カ所だけでもトイレは整備しておかなければならないんじゃないかと考えておりますので、1階のそういう部分だけはやるようなど、そういうふうに思っております。

進捗状況と言いますか、見積もりを3回も4回も頼んでいますので、全部改修した場合、2階までやった場合、1階の場合、そして何もいじらないでここだけと、なかなか業者が乗ってくれなくなったということもありますので、それでもインフラだけでも億近い金額がしますと言われました。悩んでいるところです。

今後は相談を皆さんにしながら、どうしたらいいんだろうなと今考えていますので、いい意見があればどんどん出していただきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） いい考えと言っても、難しいと。ただ費用対効果として、効果の生まれないものはなるべくやらないほうがいいのかと私は思いますよ。

先ほど言ったように、三つの学校をどうしましょうかという大きな問題があって、何に転用できますかと言ったって、それは行政のほうでこうやります、皆さんの意見を聞いてと言っても、お金がかからなければいいんだけど、莫大な費用がかかるとなると、一番大きな問題かなと。

今の進捗状況と言っても、それはそれでわかりました。ただ、改修計画、住民からの意見等についても、どのような意見というより、アンケートでも何でもいいと思うんですけども、そういう意見と言っても難しいと思うんですけども、住民の意見を参考にするのも一つの方法だと思うんです。やるでしょうけど、その辺はなるべく町長も言うようにお金がかからない方向でやりたい、これは誰もがそのように思うと思うんです。その辺についてはしっかりした対応をしていただきたいなと思います。

それと旧東文間小学校を生涯学習施設として活用し、その一室を使いながら英語教室を、現在の1回ではなく、週2回から3回という答弁がありました。生涯学習施設として整備するまで、今後、英語教室はどのように充実させていくのかお伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 英語教室は平成30年5月から月1回、利根町図書館の2階において実施しており、この英語教室は、原則1年生から小学校3年生を対象に無償で英語を学べる場として行っております。

これからの時代はよりグローバル化が進み、世界で多く使用されている英語が必要不可欠になってきます。そこで、早い段階から英語を聞いたり、話したり、なれ親しんだりすることで、コミュニケーション能力を養う一助となればという願いのもとで開催しております。そして、利根町から世界で活躍する人材育成の視点からも取り組んでいるところです。

また、学校教育においても、英語特区を申請し、小学校1年生から英語を学んでいます。小学校1年生から4年生は週1時間、年間35時間、学校で英語を学んでおりますが、カリキュラム上、週1時間のみの学習であり、より英語になれる時間を多くという意味でも、英語教室開催の意義は大きいのではないかと考えております。

平成31年度からは月2回と回数をふやし、さらに外国人講師を1名、英語講師を2名とし、より充実した英語教室を開催していく予定です。

英語を楽しく体験的に学ぶことをコンセプトとして実施することで、若いうちからコミュニケーション能力の素地を育てていければと考えております。

英語教室の具体的な活動内容でございますが、体験的な活動で英語での歌やゲームなどを行い、体験的学習活動の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今、図書館でやっているわけですね。ですから、今の図書館でも十分に対応はできるのではないかと考えているんですけども、ただ英語の先生、それは町長が前に言ったようにボランティアでやりますよと、それでボランティアが見つからなかったということで、町は費用をお支払いしていると思うんです。これは町長の言ったボランティアでやりますと、ボランティアが見つかりませんでしたということで費用を町が払っているということになっては、これは町長の意に反しているのではないのでしょうか、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） ボランティアであくまでもいくという方向で始めています。私もいろいろな問題になって、今回どうなっているんだ、どうなっているんだとは聞きました。だんだん変わってきているのも事実です。これでは最初の目的と違うだろうと私も言いました。これは裏話です。

何とか体験的に歌ったり、踊ったり、遊びながら学ぶ方法を考えてくれよと、そういった指示を出しているところです。

幸い、ALT、最初は時間が多少あったので手伝ってくれるというようなことになりましたけれども、あとは非常勤講師の方が多少、遊びながら楽しくやってくれたという話を聞いております。これからも努力しながら、ボランティアの方を探しながらやろうと思っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） ボランティアというのは、耳ざわりはいいんですけども、実際にやってみたら本当に集まらなかったですよということだと思っんです。実際にやったらだめでしたということじゃなくて、町長の言っている基本の、初めからこれはボランティアでやりますよと言っているわけだから、その辺はボランティアでやっていただける人を今から探すわけですか、その辺、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） これからも探していこうと思っております。

月2回になるので、国際交流の方ともこの間話したんですが、男の人ですけども、内容をもうちょっと詳しく教えてくれとちょっと反応があったので、そんな感じでそこから行こうかなと考えているところで、教育委員会ともよく話し合いをして、その輪を広げていくと。

何人かは来てくれたんです。でもボランティアにもいろいろあって、有料ボランティアもあるんだと言われたので、ちょっと考えるところもあったのですが、それは違うなと思ったところでいろいろ考えているところです。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） ボランティアでも、有料のボランティアでなくて初めの町長の考え方は費用をなるべくかけないんだということで、無償でやるのがボランティアだと思っています。ですからその辺は、ただでは誰もやってくれませんという現状の中で、町長の一番初めの考え方に近づけるように努力していただきたいと思います。

それでは、2番の町長給料の半減について。

町長は町長選挙の前、マニフェストやフェイスブックに、町長給料の半減を述べていました。半減期間も明らかにされていなかった。町民は任期4年間と判断したと思います。その後、福祉バスの増車に充てると限定し、半減期間を1年半とするということにしました。半減継続の有無については、1年半後の経過を見て判断すると答弁しました。

そこで、1年間実施してきた実態と、これから展望をお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） まず、福祉バスの運行状況について申し上げますと、2台の車両で外回りと内回りの二つのコースを、保健センターを拠点に役場などの公共施設を初め、町内の医療機関や金融機関、商業施設などの近くに設けた停留所を巡回しながら運行しております。

利用料金は無料で、平日と第1・第3・第5土曜日にも運行しております。

平成30年度の利用者数は1月末現在で、外回りコースが延べ4,454人、内回りコースが延べ3,974人となっています。利用者の多い停留所は両コースとも保健福祉センターの事業への参加が一番多くなっていますが、ランドローム前やヤオコー前、わくわく広場前で乗り降りする方も多く、買い物などのために福祉バスを利用する方が多くなっている状況であります。

また、2台分の運行諸経費でございますが、平成30年度の見込み額で申し上げますと、運転手賃金が550万8,000円、社会保険料が77万1,000円、車両リース代が147万4,000円、燃料費が174万円、消耗品費が3万3,000円、合計すると952万6,000円が運行にかかる経費となっております。

なお、昨年4月からは増車したことによる諸経費の増加分は約450万円でありましたが、そのうち車両リース代は5月から発生していますので、48万9,000円ということになります。

次に、町長給料の減額、平成30年度319万2,000円は、支出の何に充てられているのかというご質問でございますが。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今聞いたのは、実態とこれからの展望ということで展望を聞いています。

福祉バス2台の運行状況、それに利用者、それと先ほど町長が話した、途中でとめて申しわけないんですけども、運行の諸経費、町長給料の減額、平成30年度319万2,000円は支出の何に充てられているのでしょうか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 次に、町長給料の減額、平成30年度319万2,000円の支出は何に充てられているのかというご質問でございますが、公職選挙法により寄附行為が禁止されておりますので、私の給料を福祉バスのリース代に充てることはできませんので、あくまでも福祉バス増車分の5年間のリース代に見合う分を町長の給料条例を改正して減額しているものでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） そうすると、町長の給料を減額した分は、寄附行為とかそういうものはだめになるから、増車のリース代ですか。それでこの半減分は1年半とした町長の根拠は、なぜ1年半でやめますと、そういうことは今後継続していくという考えはありませんか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） この質問事項にもフェイスブックと書いてありますが、私はフェイスブックには、このことについて1回も上げていません。

それと、給料の半額、皆さんは選挙をやる人たちだからご存じだと思いますが、マニフェストに紙を挟んでうたってあります。福祉バスを買う、リースする、同じようなことだと思うんですが、どうしても財政難で住民の方が足が欲しいというならば、自分の給料を半額にしてでも、それは入れてみんなのために力になればいいのかなという文言は書いてあります。

マニフェストというのは証票を張るものです。それで認められたものをマニフェストと言います。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 私が聞いているのは、継続しても今言った1年半というのは、初めのものは半分とか1年半でやめますとかは全然なかったと思うんです。ただ住民の捉

え方としては、先ほども言いましたけれども、4年間続くのかなと判断している住民が多いんじゃないでしょうかと、だから私は聞いているんです。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 私も常勤で結構忙しいもので、4年間どうのこうのと言いますけれども、5年分リース代を、それと同じような金額を、条例をかえて給料を減額して債務負担行為で入れてリースしていると。もっと福祉とかそういうものに充てたいと私だって考えています。

でも私は1年半やりました。やれるなら議会の皆さんと協力しながら、私も一緒になって残りの期間でも、やるんだったら皆さんと一緒にやりたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 議会と一緒にやりたいというのは、その半減を私は聞いている話であって、私たちもそういうのに乗れという話、違うでしょう、そうじゃないでしょう。

○6番（坂本啓次君） 聞きたいことはいいんだよね。

○11番（石井公一郎君） 黙っているよ、俺が今やっているのに。

そういう何というのか、1年半とした根拠というのは、本当の5年間の分になりますよじゃなくて、町長の削った半減の根拠というのはどういう考えで、1年半で終わりますということをごきちんと言ってくださいよ。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 平成29年第4回の12月議会、今井議員への私の答弁内容なんですけど、私の公約は、給料を半額にして福祉バスを増車するというものです。平成29年12月議会に補正予算で債務負担行為を設定しておりまして、福祉バスの増車を平成30年4月から5年リースで実施予定でありますので、給料の減額期間を期限つきとしたのは、その増車にする福祉バスのリース料に見合う分を削減するものでありますので、特例措置として期間を1年6カ月にしたものであります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今井議員の一般質問の中で、増車に見合う分を減額するということは、そのときに町長は決めたんだと、一般質問で今井議員へ答えたとおり、ではそのように私は解釈しますよ。ただ、住民としては、先ほども言いましたけれども、町長の給料半減は、町民の受け方としては4年間続くのかなと、そのような理解をした人も大勢いると思います。その辺は、それはそれで結構です。

それに2番目の町長給料の半減は単に福祉バスだけの問題ではないと思います。当初掲げた社会福祉の充実をどう図っていくのかお伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町長給料の半減の継続の考え、また、町長給料の半額は単に福

社バスだけの問題ではないと。当初掲げた社会福祉の充実をどう図るのかとのご質問ですが、まず町長給料の半減の継続の考えはということですが、このことに関しては以前にほかの議員の一般質問に対して答弁しておりますが、既に福祉バス1台増車分の5年間のリース台総額に見合う分は、町長の給与条例を改正しまして減額しておりますので、今後福祉バスの利用者がふえ、さらに増車が必要となってきた場合には検討したいと考えております。

次に、町長給料の減額を継続して、当初掲げた社会福祉の充実をどう図るのかという質問と思われませんが、私の公約は社会福祉の充実ではなく、以前に石井議員の一般質問に対して答弁しておりますが、みずからの給料の減額を行い、福祉バスの増車を行い、高齢者の足の確保対策を図るというものでございます。

ですから、ただいま答弁しましたように、福祉バス1台増車分の5年間のリース代総額に見合う分を給料の減額を行い、運行方法などの見直しを行いながら高齢者の足の確保対策を図っているものでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） じゃあ町長の言っている社会福祉という、給料を減額したのは福祉バスのみですよということですね。

それでは、3番にいきます。ホクサ工場前の国有地について。

町とホクサ工場の調停が不調に終わった。裁判をすることでありましたが、その後、この件の進捗状況は、それにいつごろ解決する見通しかお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町道104号線について、ホクサ茨城工場が利用している、町の管理となっている国有地について、平成29年7月4日、ホクサ側から町に対して、ホクサが使用している土地の使用権を有することの確認を求める民事調停の申し立てがなされ、昨年の第3回議会定例会でも答弁しましたとおり、町の取り組みとしましては、ホクサ側に対し、一貫して建物のかからない部分での道路拡幅の承認を求めておりました。

しかしながら、ホクサ側は荷さばき場として使用しているスペースが使用できなくなると業務に支障が生じ、道路拡幅には安全な荷さばき場の確保等具体的な方策が必要との見解を主張しておりました。

このように双方の主張に隔たりがある中、ホクサ側から町に対して、ホクサが使用している土地の使用権を有することの確認を求める民事調停が、3回にわたり取手簡易裁判所で開かれましたが、最終的に民事調停で双方間の協議がまとまらず、平成29年12月15日に調停は不調となっております。

この件につきましては、ホクサ側からの歩み寄りも見られないため、町の顧問弁護士と相談しながらホクサ側に対して、占有している土地の全ての明け渡しを求める民事訴訟の提起を含め、対策を講じるよう指示しております。

現在、土地の明け渡しを求める民事訴訟について、この土地に占有されているホクサ工場の建物などの工作物について、現況図を作成して顧問弁護士に提出し、対応を協議しているところでございます。

解決の見通しにつきましては、今後の審理にも影響しますので答弁を控えます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 今後も、これは正式な裁判をホクサと争うというよりやって、きちんと、あのところは40年近くも経過していると思うんです。それで私が思うのには、あそこに柵をつけてわざわざ、どうぞホクサさん使ってくださいよとやっているのと同じであって、あれを取り払ってやればスムーズに交換できるんですよ。あそこで何台も事故を起こしている人がいるんですから、町長はあそこを取り外して、ただ邪魔なのは室外機と自販機なんですから、町長の考えはいかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 議員ご存じのとおり、ホクサ茨城工場前の道路は狭く、また、八幡台地区からの流入、流出がある丁字路があり、車両の動線が複雑であります。

また、歩行者、自転車の通行者も多い現状において、ガードレール、縁石を撤去して対面通行を行うことは重大な事故につながるおそれがありますので、道路管理者として撤去は考えておりません。

ガードレール、縁石を設置しまして、片側交互通行を行う通行規制を行い、車両通行の譲り合いをお願いすることにより、安全対策が行われている状況でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 町長、あそこは、国有地だと町が管理しているわけです。それであのままずっとあそこは車の駐車場にしてあるし、積み下ろしをして、あれが余計危ないというのではなくて、スムーズにあそこを交換できるんだから、あれを取り払ったほうが私は安全だと思います。町長が言っているものよりは、取り払ったほうがスムーズに交換できますから。何回も言うようだけれども、もう1回、お願いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 弁護士との話し合いは担当課長に答弁させますけれども、結構あそこ通りが下り坂ということもあって、八幡台からノンストップで入ってくる。私も何回も交通事故を見ている。あの状態でも交通事故があるわけです。あれを外してもうちよっとスピードを出されたら、もうちよっと危ないのかなと考えているところです。

今、弁護士が入って徐々に話が進んでいく中でもうちよっと削れれば解決するのかなと。

石井議員がいつもおっしゃっていること、私だってあその近くに住んでいますから重々わかっているつもりです。弁護士を入れていろいろやっている最中に、また途中から口を入れて話がまとまらなくなるのもちよっとまずいのかなという考え方もありますので、弁護士の進捗状況というか、どういう状態になっているかは担当課長に答弁していただき

ます。

○議長（船川京子君） 石川都市建設課長。

○都市建設課長（石川 篤君） 先ほど町長が申し上げましたとおり、3回ほど取手のところで話し合いをしたんですけれども、不調に終わっているところでございます。

初めは道路管理者ですので、道路の交通の安全確保という目的で話し合いには臨んでいたところでございますが、不調に終わりましたので、町長のほうからも先ほど答弁がありましたとおり、指示をいただきまして、民事訴訟の適用を含めまして今弁護士と相談しているところでございます。

町長から答弁がございましたとおり、そのところでどのような状況になっているかというのは、現況平面図等をうちのほうで作成して弁護士のほうには届けて、今後どのようにしていくかということで何回か電話でやり取りをしたりとか、伺ったりはしております。

実はあしたまた伺ってお話し合いを、弁護士のほうに何うような日程にはなっております。

ただ、いずれにしましても詳細等につきましては、今後の審理にも影響がございますので答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 差し控えるというのは何を差し控えるのだろう、こんなの全然大したあれじゃないでしょうよ、裁判に差し控えるというような、そういうこと言ってもらっては困るんですよ。裁判にどこも差し支えないでしょう。

この前の町長の答弁では、不調に終わったから、今後きちんとした裁判をやるんだと、だから早く、勝つか負けるかどうかわからないんですけれども、きちんとした形で、もう40年もあのまま放置しておくこと自体おかしいと思うんですけれども、何とか早く白黒つけた形をお願いしたいなということで、それを最後に、町長の決意を聞いて終わります。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、正式に訴えるという言い方なのか、裁判をするということでは、向こうにも伝わっていると思います。その後、どうなっているかというのは、先ほどの都市建設課の課長、関係の皆さんと話をしながら進めていて、何回か進捗状況とか、そういうものは聞いてはおりますが、なかなか向こうが言ってこないというのもおかしいんですが、乗ってこないというか、今そういう状況で弁護士を入れて図面をどの辺まで、土地を返してもらうのに、あの工場を、家も電気の施設も建っていますから、あれを壊すしかないわけで、その図面を描いてあげたところです。

どの辺まで壊すとか、町で費用を出すしかないのかなと考えているんですが、何メートルぐらい引っ込むのか、二、三メートルは引っ込みます。だから、引っ込むのであの建屋を壊すしかない、そういう問題も出てきます。前の部分だけだったらもうちょっと簡単にいくと思うんですが、全部町の土地になっている部分を対象に今動いています。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 終わると言ったんだけど申しわけないんですけども、ただ、174平米とか、国有地の分は面積的には確保されていると私は聞いております。あれを壊してまでホクサさんの建物が出ているということ、この前ないと言ったと思うんですけども、174平米か何かだと思っんです。その面積は確保されていますかこの前聞いたと思っんですけれども、そのときはきちんと国有地のほうは面積的には確保されていると、そのようにあったと思っんですけれども、そういうことなので、なるべく早く白黒をきちんとつけて、負ければ負けたでしようがないでしようよ、どっちにしても40年も放ったらかしちゃったんだから、終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。再開を2時45分とします。

午後2時27分休憩

午後2時45分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより直井指導室長が本会議に出席いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2、議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は1名です。

質疑を行います。

3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これに対して質問いたします。

提案理由について、いじめ問題調査委員会等委員の報酬額として、日本弁護士連合会のガイドラインをもとに適正な額を決めるとのことですが、ほかの職種の方にも該当させる理由をお聞かせください。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） 石山議員のご質問にお答えいたします。

いじめ問題調査委員会等委員の報酬額の改定に当たって、日本弁護士連合会のガイドラインをもとに報酬額を定めているが、他の職種の方にも該当させる理由についてというご質問でございますが、まず初めに、調査委員が示されています町の条例と弁護士の報酬をもとにした根拠につきましてご説明をいたします。

平成27年9月15日に利根町いじめ問題対策連絡協議会等条例におきまして、調査委員に

つきまして制定をしております。本条例では、調査委員は教育、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱するとなっております。

ここで一般的な報酬額順では医療分野の医師、次に法律分野の弁護士、教育分野の大学教授や心理分野の臨床心理士等が続くと考えられますが、今回の改定におきましては、この中の法律分野の弁護士の報酬額を基準に改定案を作成いたしました。

その理由といたしましては、当該いじめ重大事態の調査においては、日ごろから法律の専門家として事実認定に携わる職務を担っている弁護士が公平・中立な立場で事実調査や根拠をもとにした認定等重責を担う、極めて重要な役割を中心となって果たしており、この対価に相当する報酬が支払われることが、いじめ重大事態の重要かつ特別な調査であるという性格を踏まえ、弁護士の報酬額を基準にいたしました。

具体的には、日本弁護士連合会のガイドラインに示されました、従来弁護士に相談した場合の30分5,400円をもとにしてしております。おおむね調査委員会の会議時間等が3時間でございます。今回の改定案では委員長が費用弁償を含め3万円、委員が2万5,000円と示させていただきます。

さらに、本ガイドラインでは弁護士は出張旅費は往復90分以内5,400円、90分を超えて180分以内は1万800円を報酬とは別に支給とされております。今回の改定では、この出張旅費につきましては報酬額内に含み改定をしております。

また、調査委員は会議前には資料の読み込みや調査内容の確認、聞き取り調査内容の精査等、時間的・経営的負担が大きいと表記されており、さらには出張手当が支給されず、または極めて低額な場合には移動時間も踏まえた調査委員の負担が過度に大きくなることもあり、このような場合には委員の推薦には応じられない場合もあると、本ガイドラインには表記されております。

いじめ重大事態を調査する上で、法律の専門家は必要不可欠であると考えております。

ご質問の調査委員の職種に限らずなぜ一律の報酬なのかにつきまして、ご説明いたします。

さきにも述べさせていただきましたが、弁護士に限らず同じ当該いじめ重大事態につきまして、それぞれの専門的見地から公平・中立な立場で事実調査や聞き取り調査を同じ時間に、同じ場所で、同じ事案に対して取り組んでいただいております。

このような状況下におきまして、委員の職種によって差を生じさせることはできないと判断をいたしました。

したがって、職種によって報酬額を定めるということではなく、委員一律にということで改定案を策定いたしました。

また、委員長は調査委員会において、調査内容の集約や分析、事実関係の整理を中心となっており、資料を作成したり、報告書を作成したりと、その職責の重さと仕事量、拘束

される時間等から5,000円の増で改定案を策定いたしました。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） お伺いした内容のほかにもう一つお聞きいたします。

他の職種の方にも該当させる理由として上げていただいた理由はわかりました。

それでお聞きしたいのは、いじめ防止対策推進法には、この人選規定は存在していません。それで当選委員には専門的知識、それから、経験を有する第三者、これを教育委員会が人選するわけです。人選に当たって、専門性はもちろん、公平性、中立性、客観性、透明性、迅速性、それらを確保している第三者を選出するわけです。そのことについて一つお聞きします。

いじめ防止等のための基本的方針を国が出しております。こちらの重大事態への対処の中の4番目に、調査を行うための組織についてという項目がありまして、この組織の構成について、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められるとあります。

そこで、今回のこの議案の中で職種が幾つかありましたけれども、その方々は職能団体や大学、学会からの推薦を受けているのでしょうか。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） ただいまのご質問につきましてご説明をいたします。

調査委員の選定についてですが、今、石山議員のほうからお話があったように、各職能団体の推薦をいただいております。

具体的には、茨城県弁護士会や茨城県臨床心理士会、茨城県福祉士会、医師会のほうへ推薦を要請いたしまして、職能団体の推薦を原則いただいております。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第3，議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案に対する質疑，通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第4，議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑通告議員は2名です。

通告順に質疑を行います。

3番石山肖子議員。

○3番（石山肖子君） 議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）について質疑，質問いたします。

32ページの6商工費，2商工振興費，町内共通商品券販路拡大事業（消費税引き上げ対策），これの委託料として上げられていますプレミアム付商品券発行事務業務委託の業務内容についてお伺いいたします。

平成30年度内でこの消費税引き上げ対策分の業務としてどのような業務なのでしょうか，お聞かせください。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑に対する答弁を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは事業につきまして，少々説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、内閣府の平成30年度第2次補正予算に計上されました、プレミアム付商品券事務費補助金にかかります町の事務費の補正計上となります。

事業の概要ですが、本年10月に消費税・地方消費税引き上げが予定されておりますが、その際に低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を行うという事業でございます。

今回の商品券の対象になります方は、住民税非課税世帯の方で、これ基準日は2019年1月1日現在でございます。それから、子育て世帯といたしましては、3歳未満の子が属する世帯の世帯主となります。こちらは今のところ6月1日の基準日が想定をされております。

今回のプレミアム率なんですが、20%のプレミアム率がつきます。1セットにつきまして5,000円、販売額は4,000円になります。

購入の限度額でございますけれども、5セットまでが限度となっております。2万5,000円まで、それから、販売の期間及び使用期間なんですが、2019年10月1日から2020年3月31日の予定でございます。

それから、取り扱い事業者、プレミアム付商品券を使って購入できるお店につきましては、町内の店舗を対象にこれから募集をかけるということになります。

お尋ねの委託料、これはどういう事業なのかと言いますと、茨城計算センターのほうに該当者の抽出の作業を委託します。町内の非課税世帯の抽出と3歳未満の子供がいる世帯の抽出、それから、申請書の作成も委託の予定でございます。該当世帯への申請書の作成を含んで封入までお願いをするという予定でございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質疑が終わりました。

次に、11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）について、その17ページ、款2総務費、項1の総務管理費、その中でまちづくり推進事業の報償費で26万5,000円の謝礼が不用額となっております。土地活用推進協議会委員の謝礼26万5,000円、なぜこれは開催しなかったのか、その辺、説明してください。

それに、20ページの民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費、その中で節で時間外勤務手当180万円の減額、時間外勤務手当で180万円を減額すると、当初きちんと予定をしているものを、このような大きな金額を時間外で残す、その辺についてはきちんと説明してください。

それに26ページ、民生費、児童福祉費の施設型給付支給事業で扶助費で1,451万円、見込みより少なかったという説明があったんですけども、その辺について、これ大きな金額なので、なぜこのような、見込み誤りじゃないのかなとは思いますが、その辺

をまた詳しく説明していただきたいと思います。

それに40ページ，教育費，項1の教育総務費，この中で報酬で204万9,000円委員報酬，小中学校非常勤講師の報酬でT Tの配置ができなかったという説明なんですけれども，なぜできなかったのか，その辺，説明をお願いしたいと思います。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

飯塚企画課長。

○企画課長（飯塚良一君） それでは，私のほうからは款2総務費，項1総務管理費，目7まちづくり推進事業費の17ページにあります学校跡地利活用事業の減額に当たりまして，土地利活用推進協議会を開催しなかった理由についてお答えをいたします。

この協議会は旧東文間小学校の跡地利用に関し，その利活用の具体的な説明，またこれらに対する了承を得る目的で開催しようと考えておりました。

開催時期につきましては，生涯学習施設としての具体的な説明ができるようになった段階で開催しようと考え，平成30年度の当初予算において予算計上をさせていただいたものでございます。

平成30年度に入りまして，教育委員会において生涯学習施設としての利活用を検討してきたところですが，10月に小学校適正配置等調査検討委員会から，小学校の統廃合の必要性についての答申を受け，先ほどの一般質問でもありましたように，昨年の当初予算編成時と状況が変わり，旧東文間小学校と新たに廃校となる学校も含め改めて検討する必要が生じたことから，推進協議会を開催する理由がなくなり開催に至らなかったものでございます。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは，石井議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは，20ページの款3民生費，目1社会福祉総務費，職員給与費の時間外勤務手当180万円の減額につきましてお答えいたします。

この社会福祉総務費の時間外勤務手当につきましては，主に福祉課の社会福祉系の係に対しての予算づけとなっております。減額の一番大きな理由といたしましては，障害者関係では相談件数や各種サービス手続などの業務量の増加から，係内の業務分担の見直しを行いまして，これまで係長相当級が担当していました生活保護関係の相談業務や各種申請手続，また訪問調査の随行など等の業務を，管理職である課長補佐が主担当として行うといった体制を整えさせていただきました。これが大きな要因で時間外手当の大幅な減額となったわけでございます。

○議長（船川京子君） 岡野子育て支援課長。

○子育て支援課長（岡野成子君） それでは，ご説明申し上げます。

26ページ，款3民生費，目2児童措置費の節20扶助費，施設型給付支給事業において1,451万円の減額補正について詳細をとのご質問ですが，内訳は布川保育園給付費が632万

2,000円の減額、大和幼稚園給付費が818万8,000円の減額でございます。

詳細説明の前に、この施設型給付費の算定についてご説明させていただきます。

この教育費は認定こども園に係る運営経費を支給するものですが、認定こども園は利用者負担額を園が直接徴収する仕組みとなっておりますので、計算し求められた金額から利用者負担額を差し引いた金額を町が園に支給することになります。

金額の算出方法は、単純に単価掛ける人数で求められるものではなく、国の定める法定価格に基づき対象園の利用定員数と1号、2号、3号の認定区分、保育標準時間認定か、短時間認定か、さらに年齢区分別で決まる基本分単価に各施設において加算することのできる、例えば職員の経験年数により加算される処遇改善加算Ⅰや職員配置によるチーム加算など、複数の項目ごとに計算した加算単価を加え月単位を算出し、毎月初日の利用人数を乗じて計算した金額を支給いたします。

そして、副主任や分野別リーダーに対する処遇改善Ⅱや3月分のみ該当となる栄養管理や外部加算の加算についても条件を満たした場合は支給することとなり、加えて人事院勧告による法定価格の改定により4月にさかのぼって給付費の総見直しをして支給することとなります。

それでは、今回の補正の詳細をご説明いたします。

減額補正の主な理由は、入所児童の減少によるものでございます。布川保育園におきましては、当初1号認定の児童を6名分見込んでおりましたが、実績で3名となったため、3名分の減に伴う減額でございます。平成30年4月に幼保連携型認定こども園へと移行したばかりで、1号認定の定員区分が10名と小規模のため、基本分単価が高い設定となり、各種加算を含めると1人当たり月額25万3,000円となるため、3名分で910万円ほど減額となりますが、利用者負担額も当初見込みより減っていることにより、トータルで632万2,000円を減額するものです。

また、大和幼稚園におきましても、当初見込みより1号認定の児童が11名減、2号認定の児童が1名減となりましたので、12名の減に伴う減額でございます。1号認定、3歳児の保育単価が8万円なのに対し、2号認定における3歳児の保育単価は定員区分が10名と小規模のため、やはり高い設定となり、月26万6,700円です。12名で1,140万円減額となる場所、利用者負担額も当初見込みより減っていることによりトータルで818万8,000円を減額するものです。

議員のご質問は、なぜ当初予算に対し1,451万円もの差が生じてしまったのか、当初の見込み誤りではないかのご指摘でございますが、ご説明させていただきましたとおり、布川保育園のように3名という少人数の差でも保育単価により大きく給付額が変わってしまう点を初め、毎月の入所児童数や職員配置等により認定する各種加算の状況、人事院勧告による法定価格の改定、保護者の収入による利用者負担額の見直しなど、給付額の算定における不確定要素が多数あり、当初予算編成時には見込むことが難しいということをご

理解いただきたいと思えます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 直井指導室長。

○指導室長（直井由貴君） それでは、ご説明をいたします。

ページ40ページ、款9、項1、目4教育研究費の小学校非常勤報酬の減額につきまして、ご説明をいたします。

この配置事業は各小中学校に2名ずつ、算数、数学の非常勤講師をTTとして配置する事業でございます。年度当初、小学校は3校とも2名ずつ配置することができました。しかしながら、中学校におきましては1名の配置でスタートということでございます。

その1名を配置することができなかったという理由でございますが、数学の免許を有する非常勤講師が見つからなかったという現状でございます。

近年、講師不足となっております。県内、県外を含め講師の教員が見つからない現状でございます。学校数が多い近隣の市などでは、担任の配置に苦慮している現状でございます。さらに、数学や理科といった免許を有する教員は、さらに該当数が少なく、利根町におきましても見つけることができなかった状況でございます。

随時、県南教育事務所やハローワークに募集をかけたりましたが、見つけることができないという現状でございました。

また、利根中学校に4月当初から配置しました非常勤講師1名ですが、4月に体調不良となり退職をいたしました。その後任が見つかったのが10月中旬でございます。

したがいまして、減額の理由といたしましては、利根中学校への配置ができなかった1名分と、4月に退職し10月まで見つからなかった1名分の減額が主な理由でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） 20ページの時間外手当の件なんですけれども、係長を対象にして時間外を組んだと、今度は課長補佐がやったから、管理職は時間外が出ないと。

では、今度は全体を考えた場合、みんな課長補佐にある程度預けておけば時間外ほとんど減るんだと、町長この辺も考えて、今言ったように非常にいいことだから、そのようなことをお願いして終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予

算（第4号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案に対する質疑、通告議員は1名です。

質疑を行います。

11番石井公一郎議員。

○11番（石井公一郎君） 議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、4ページの第2表で繰越明許費、事業勘定の款6、項2の糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託207万1,000円、これ新規事業であって、説明ではかかりつけ医師との話がかからないためとのことであるんですけども、これは前にもかかりつけ医師にそのようにお願いすると言って当初予算で207万1,000円を計上したわけです。それが一番最後に来て、かかりつけ医師との話がかからないためって、これはどんな努力をしたのか、その辺、ちょっと聞かせてください。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） まず、この事業の概要について簡単に申し上げますと、糖尿病の重症化によりまして人工透析へ移行するおそれのある方を対象に、かかりつけの医師、主治医の先生ですけれども、その協力のもとに町が委託しました専門業者の方が6カ月間にわたりまして、その方の保健指導を行い人工透析への移行の防止や、移行をおくらせるということを目的とした事業でございます。

また、この事業は本町と守谷市、取手市で協議会を発足しまして、2市1町が足並みをそろえて今年度から事業を開始しております。

先般、先日の議案の補足説明でも申し上げましたように、翌年度繰り越しとなった理由は二つございまして、まず一つは指導対象者の選定と、もう一つがかかりつけの医師の同意交渉に時間を要したということでございます。

そこでご質問のかかりつけの医師との話し合いがなかなかできなかった理由はとのことでございますが、この事業に当たりましては、先ほど申し上げましたように、かかりつけの先生の同意と協力が必須となりますので、取手市医師会と委託業者の選定や、それから、指導対象者の選定基準などについて協議を重ねてまいりました。

この協議の中で最も時間を要しましたのが、どの辺ぐらいまでの症状の方を指導対象者として選んだらよいのかという部分でございまして、ここでかなりの時間を、調整するのに話し合いを持ったという経緯がございます。

そして、この協議の後、今度は実際に診察をされている先生方を対象に説明会を開催しまして、また、個別に医療機関まで出向きまして説明を行いまして、少し時間はかかってしまいましたが、事業の趣旨にご賛同いただき事業がスタートしたという経緯がございます。

現在、本町におきましては、かかりつけの医師からご同意をいただきました4名の方が、本年1月から保健指導を開始しております。

保健指導の期間が6カ月ということで、この事業が翌年度にわたりますので、今回、繰越明許費として計上したものでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○11番（石井公一郎君） これはあくまでも新規事業なので、その辺をきちんと、新規事業という形はその前の段階から新規事業で上げているわけだから、繰越明許するほどというのは何かおかしいのかなと思って質問しているんですよ。新規事業だから、私はどうしてもやらなくちゃならないということだと思っていますよ。新規事業でのせたんだもの、その辺をどのように考えているのかと言っても、今のは話し合いがつかなかったと、そんなんじゃ済まないですから、終わります。

○議長（船川京子君） 質疑が終わりました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対する議員の発言を許します。

次に、原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第11号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に対する質疑，通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，議案第11号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第7，議案第12号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑，通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，議案第12号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって，議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第8，議案第13号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑，通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第13号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第9，議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に対する質疑，通告はありませんので，これから討論を行います。

まず，原案に反対する議員の発言を許します。

次に，原案に賛成する議員の発言を許します。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（船川京子君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（船川京子君） 日程第10，休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月8日から3月14日までの7日間は、予算審査特別委員会及び議案調査のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

次回 3月15日金曜日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 3 1 分散会